

## 盛岡市立保育所民営化計画について 第2回保護者説明会資料

- 1 保育士の配置基準について
- 2 保育所の運営費
- 3 保育所運営費の単価(公立保育所)
- 4 保育所運営費の単価(私立保育所)
- 5 保育所運営費と保育料について(公立保育所)
- 6 保育所運営費と保育料について(私立保育所)
- 7 委託と移管について
- 8 民営化されると給食費が安くなるの？
- 9 民営化になると保育料が変わるの？
- 10 民営化になると保育の質が悪くなるの？
- 11 私立保育所は利益を追求するの？
- 12 引継保育について
- 13 施設整備について
- 14 民営化による財政効果について
- 15 民営化により生み出された財源による子育て支援

### 1 保育士の配置基準について

#### 「国の配置基準」と「公私の比較」

	国基準	私立保育所	公立保育所
0歳児	児童3:保育士1	同じ	同じ
1～2歳児	児童6:保育士1	同じ	同じ
3歳児	児童20:保育士1	同じ	同じ
4～5歳児	児童30:保育士1	同じ	同じ

## 保育所の運営費

児童を保育所で保育するのにかかる費用。原則として、その費目に充てなければならない。

### (1) 事業費

児童の給食に要する材料費(3歳未満児については主食及び副食給食費、3歳以上児については副食給食費)及び保育材料費、光熱水費

### (2) 人件費

保育に必要な保育所の長、保育士、調理員その他の職員の人件費(保育士については、乳児3人につき1人、1～2歳児6人につき、3歳児20人につき1人、4歳以上児30人につき1人とする。ただし、定員90人以下の保育所においてはこの定数のほか1人とする。)

### (3) 管理費

保育所の管理に必要な経費

## 保育所運営費の単価(公立保育所)

保育所の設置されている地域、保育所の定員、児童の年齢区分などによって単価が決められています。

(例)90人定員の場合

児童の年齢区分	基本分保育単価(円) (A)		入所児童数(人) (B)	運営費(円) (A) * (B)
乳児	149,810	×	0	0
1・2歳児	88,610		18	1,594,980
3歳児	42,680		20	853,600
4・5歳児	36,560		52	1,901,120

合計 4,349,700円

## 4 保育所運営費の単価(私立保育所)

児童の年齢区分	基本分保育単価(円) (A)	民間施設給与等改善費(円) (B)				入所児童数(人) (C)	運営費(円) ((A)+(B))* (C)
		平均勤続年数10年以上	平均勤続年数7年以上10年未満	平均勤続年数4年以上7年未満	平均勤続年数4未満		
乳児	149,810	16,830	14,020	11,210	5,600	0	0
1・2歳児	88,610	9,480	7,900	6,310	3,150	18	1,765,620
3歳児	42,680	4,340	3,620	2,880	1,440	20	940,400
4・5歳児	36,560	3,610	3,010	2,400	1,200	52	2,088,840

合計 4,794,860円

## 5 保育所運営費と保育料について(公立保育所)

① 実際の保育所運営経費 2,159,823,000円

② 国の基準運営費 1,158,047,000円(53.62%)      ③ 超過負担額 1,001,776,000円(46.38%)

④国庫負担金 ②-⑦ × 1/2 327,472,000円	⑤県費負担金 ②-⑦ × 1/4 163,735,000円	⑥市負担金 ②-⑦ × 1/4 163,735,000円	⑦国基準の保育料徴収金 ② × 1/2 = 503,104,000円
		⑧市の保育料(保護者負担) 395,249,000円	市負担 ⑨ = ⑦ - ⑧ 107,855,000円

市税等の一般財源を投入

一般財源化(所得譲与税+地方交付税)

## 6 保育所運営費と保育料について(私立保育所)

① 実際の保育所運営経費 3,049,462,000 円

② 国の基準運営費 3,001,922,000円

④国庫負担金 ②-⑦ × 1/2 938,009,000 円	⑤県費負担金 ②-⑦ × 1/4 469,005,000 円	⑥市負担金 ②-⑦ × 1/4 469,005,000 円	⑦国基準の保育料徴収金 ② × 1/2 = 1,125,903,400 円	⑧市の保育料(保護者負担) 850,286,000円	市負担 ⑨ = ⑦ - ⑧ 275,6178,000 円
--	--	---	---	-------------------------------	---------------------------------------

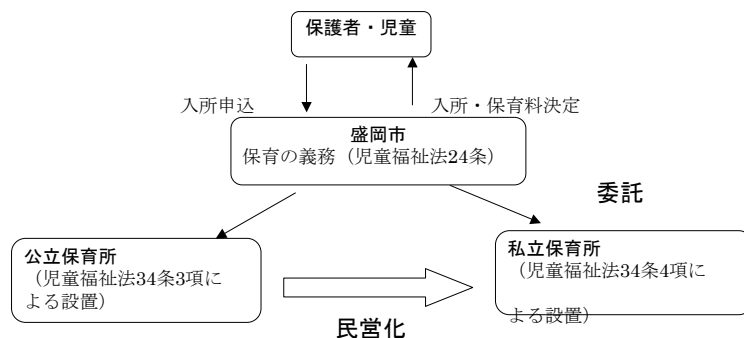
市単独の補助金  
47,540,000円

市税等の投入

## 7 委託と移管について

児童福祉法24条(市の保育義務)

児童福祉法34条3項(公立保育園の設置), 4項(社会福祉法人等の設置)



民営化の形式	設置	運営
公設民営	公	私
民設民営(移管)	私	私

⇒ 今回の盛岡の方式

## 8 民営化されると給食費が安くなるの？

- 給食費は、国で定める運営費のうち一般生活費の中に含まれています。
- 岩手県の指導監査の基準で、栄養摂取のほか給食費の一般生活費に対する割合が示されています。

17年度の一般生活費	給食費の割合	給食費
3歳未満児 9,550円	85%	8,117円
3歳以上児 6,466円	75%	4,849円

この基準は、公立保育園、私立保育園ともに変わりありません。

## 9 民営化されると保育料が変わるの？

- 保育料は「市町村長が保護者の家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢などに応じた額を徴収することができる」(児童福祉法56条)と決められています。
- 先ほど見ていただいたように保育料は国で定めている徴収金基準額があり、それをどの程度軽減するかは市町村によって違います。
- 保育料は、児童の年齢と保護者の所得税額(負担能力)によって決めており、公立保育園が私立保育園になったからといって変わりありません。

## 10 民営化になると保育の質が下がるの？

保護者の方々の中には、保育所が民営化されると保育の質が下がるという不安やイメージをお持ちの方もいらっしゃるかもしれません。

保育所利用者の6割は、私立保育所を利用していますが、公・私立保育所ともに厚生労働省が定める「保育所保育指針」に基づき、保育を行っています。

移管先法人の選定にあたっては、保護者の方々の意見を尊重し、移管前の保育所で行っていた事業の継続性を保てることを条件とします。保育士等が入れ替わることによるお子さんへの影響を少なくするよう引継保育期間を1年間にしています。

保育の質は、日々保育に携わる職員の資質や技術によるところが大きいと考えられ、私立保育所であるから質が低下するということはないと考えています。

## 11 私立保育所は利益を追求するの？

- 今回、市の計画において、公募対象からは、株式会社等の法人を明確に除いています。株式会社等は利益法人であり、その目的が営利を目的としており、その利益を構成員に分配するところに特徴があります。

しかし、今回募集対象とした法人は、社会福祉法人・社団・財団法人とさせていただきます。公益法人としました。公益を目的とするとは、単に営利を目的としないというだけではなく、積極的な意味での公益すなわち不特定多数の者の利益を図ることを意味するとされています。

- なお、公益法人は、中心的な目的が公益であることを要求されるのであって、この公益目的を達成するための必要な資金を得るために収益事業を営んでも公益を目的とすることに反することにはなりません。しかし、収益事業により得た利潤を構成員に利益配当として分配するようなことは、許されません。

また、社会福祉法人の会計においては、繰越金がでた場合の処分について、社会福祉法人以外のところへの移転ができません。

保育所の収入は、先に見たように国で保育単価を定めており、入所児童に応じて収入が入る仕組みになっていることやその財源が国・県・市などの税金等で賄われているところ、使い道が限定されているところに特徴があります。

また、収入を上げるために個々の保育園が利用料金(保育料)を値上げすることができません。

保育所は、収入を上げるための手段が制限されていることや、児童福祉施設最低基準で児童1人当たりの保育士の数が決められることなどコストの削減にも一定の制限があること、保育所の運営費を保育以外に利用することはないことから利益を追求するものではないと考えます。

## 引継保育

平成19年3月 正規保育士8人 主任1



臨時保育士6人

保育士7



平成19年4月 正規保育士9人 主任1 主任1



臨時保育士6人

保育士7



平成19年10月 正規保育士9人 主任1 主任1 保育士7



臨時保育士3+移管先法人3



## 施設整備について

- 平成18年度以降保育所の施設整備をする場合  
(例)90人定員で新築の場合 建設費 約2億円

	施設整備 交付金対象	施設整備 交付金対象額	負担割合	市の負担額
公立	×	×	市のみ	2億円 (うち6千万円 は起債可)
私立	○	1億2千万円	国 6千万円 市 6千万円 法人 8千万円	6千万円 (市負担分3 千万円+法人 上乘せ負担分 3千万円)

## 保育所民営化による財政効果額(H18~22年度)

財政効果額	事業項目	5年間合計額
退職不補充による人件費削減額(A)		380,000
民間移行による歳出削減額(B)		223,959
民間移行による国庫費の歳入増額(C)		165,111
民間移行による地方交付税減額(D)		165,930
<b>民営化により生み出される財政効果額(E) = (A) + (B) + (C) - (D)</b>		<b>603,140</b>
民営化対象保育園移行のための義務的経費(F)	移管先法人への保育所運営費等、引継保育経費、施設修繕、建設費補助	441,554
民営化により生み出される財源による保育サービスの向上(G)	延長保育、休日保育、私立運営事業補助金等	36,235
<b>対象保育所に要する経費(H) = (F) + (G)</b>		<b>495,253</b>
<b>子育て支援のための財源(I) = (E) - (H)</b>		<b>107,887</b>



私立保育園施設整備補助の実施、夜間保育の実施、発達支援保育への支援の実施、病後児保育所の増設、子育て支援センターの充実強化、学童保育への支援強化、公立保育園集集中修繕



# 民営化により生み出された財源による子育て施策

